

令和6年7月1日

障害児通所支援事業者代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

令和6年度性被害防止対策に係る設備等の設置に係る補助金交付申請書の提出について（依頼）

日頃は本市の児童福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年度補正予算において、「児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援」事業がこども家庭庁より発出されました。それに伴い、令和6年度の性被害防止対策に必要な経費への補助について下記のとおり通知させていただきます。

記

1 対象となる設備

パーテーションや簡易扉及び簡易更衣室など、子どものプライバシー保護に資する設備、室内用カメラなど保護者からの確認依頼等に応えるための機器等

※カメラ等のリース費用、既存設備等の修理費用、取り外し費用は補助対象外

※交付決定後の設備の設置等が対象となります。

2 対象施設

市内障害児通所支援事業所

3 補助額

①から③のうち、最も低い金額に4分の3を乗じた額（補助上限額75,000円）

① 補助金基準上限額100,000円

② 補助対象経費の実支出額

③ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

4 提出期限

(1) 交付申請

令和6年9月30日（月）

※交付申請後の金額の増減は、原則認められません。

(2) 実績報告

事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

補助金交付決定日から令和6年12月27日（金）までをお願いいたします。

5 提出書類

(1) 交付申請

- ① 事業費等明細書
- ② 交付申請書
- ③ 申請事業に係る見積等

(2) 実績報告

- ① 実績報告書
- ② 補助金請求書
- ③ 物品購入の場合：納品書、領収書、施工後写真
- ④ 通帳の写し等（振込先の名義人、口座番号が分かるもの）

6 提出先

原則、下記のWEBフォームサービス「LoGo フォーム」を利用し、申請書等の様式データ（Excel ファイル）及び根拠書類データを提出してください。

(1) 交付申請

「令和6年度性被害防止対策に係る設備等支援事業【障害児通所支援事業所】
（交付申請専用）」

<https://logoform.jp/form/mX9C/624594>

(2) 実績報告

「令和6年度性被害防止対策に係る設備等支援事業【障害児通所支援事業所】
（実績報告専用）」

<https://logoform.jp/form/mX9C/624612>

郵送の場合

容量が大きく、アップロード出来ない等の理由により郵送する場合は、下記まで提出してください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課 担当者 宛

封筒に朱書きで「性被害防止対策 関係書類在中」と記入してください。

7 留意事項

本補助事業は、令和6年度の単年度実施事業となる予定です。

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

担当：山田・平賀

電話：052-972-3187

Mail：a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp